

長期優良住宅認定手数料（新築）令和4年2月20日～

- 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
 - 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
- 認定申請手数料 = (a+b1+b2)

a：長期優良住宅建築等計画の認定に係る金額

単位：円/住宅

番号	建て方	住戸の総戸数	a					
			第35号 認定申請		第37号 変更認定申請			
			ア	イ	ア（ア）	ア（イ）	イ（ア）	イ（イ）
			住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	いずれも提出がない場合	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	いずれも提出がない場合	令和3年法律第48号の附則第2条第3項に掲げる変更をする場合で住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	令和3年法律第48号の附則第2条第3項に掲げる変更をする場合でいずれも提出がない場合
(ア)	一戸建ての住宅	1戸	16,000	49,000	第35号のアの認定申請の手数料の1/2の額	第35号のイの認定申請の手数料の1/2の額		
(イ)	共同住宅等	5戸以内	25,000	108,000			11,500	53,000
(ウ)		5戸超 10戸以内	39,000	170,000			18,000	84,000
(エ)		10戸超 25戸以内	62,000	333,000			29,500	165,000
(オ)		25戸超 50戸以内	96,000	592,000			46,500	294,500
(カ)		50戸超 100戸以内	143,000	1,014,000			70,000	506,000
(キ)		100戸超 200戸以内	239,000	1,874,000			118,500	936,000
(ク)		200戸超 300戸以内	303,000	2,679,000			150,000	1,338,000
(ケ)		300戸超	344,000	3,284,000			170,500	1,640,500

b：法第6条第2項の申出（建築基準関係規定審査）があった場合の加算額

b1：建築物確認関係

単位：円/件

床面積の合計		b1	
		確認	変更確認
30㎡以内		7,000	計画の変更に係る部分の床面積に1/2を乗じて得た(床面積の増加する部分)にあっては、当該増加する部分の床面積)に応じて左欄の金額を適用
30㎡超 100㎡以内		12,000	
100㎡超 200㎡以内		19,000	
200㎡超 500㎡以内		53,000	
500㎡超 1,000㎡以内		101,000	
1,000㎡超 2,000㎡以内		143,000	
2,000㎡超 10,000㎡以内		208,000	
10,000㎡超 50,000㎡以内		267,000	
50,000㎡超		519,000	

※甲府市建築基準法施行条例第28条の2第1項、第2項の額

b2：建築設備確認関係

単位：円/基

種別	b2
1 設置する場合(2の項から4の項までに掲げる場合を除く。)	23,000
2 小荷物専用昇降機を設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	13,000
3 確認を受けた計画を変更して設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	12,000
4 確認を受けた計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	8,000

※甲府市建築基準法施行条例第28条3第1項の額

○譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 1,800円

○長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料 1,800円

既存住宅に係る長期優良住宅認定手数料（増改築） 令和4年2月20日～

- 既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
- 既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
認定申請手数料 = (a+b1+b2)

a：長期優良住宅建築等計画の認定に係る金額

単位：円/住宅

番号	建て方	住戸の総戸数	a					
			第36号 認定申請			第38号 変更認定申請		
			ア		ア		イ	
			住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	いずれも提出がない場合	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	いずれも提出がない場合	令和3年法律第48号の附則第2条第3項に掲げる変更をする場合で住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	令和3年法律第48号の附則第2条第3項に掲げる変更をする場合でいずれも提出がない場合
(ア)	一戸建ての住宅	1戸	25,000	73,000				
(イ)	共同住宅等	5戸以内	38,000	163,000	第36号のアの認定申請の手数料の1/2の額	第36号のアの認定申請の手数料の1/2の額	17,000	79,500
(ウ)		5戸超 10戸以内	58,000	256,000			27,000	126,000
(エ)		10戸超 25戸以内	93,000	499,000			44,500	247,500
(オ)		25戸超 50戸以内	144,000	888,000			70,000	442,000
(カ)		50戸超 100戸以内	214,000	1,522,000			105,000	759,000
(キ)		100戸超 200戸以内	359,000	2,812,000			177,500	1,404,000
(ク)		200戸超 300戸以内	454,000	4,019,000			225,000	2,007,500
(ケ)	300戸超	516,000	4,926,000	256,000	2,461,000			

b：法第6条第2項の申出（建築基準関係規定審査）があった場合の加算額

b1：建築物確認関係

単位：円/件

床面積の合計	b1	
	確認	変更確認
30㎡以内	7,000	計画の変更に係る部分の床面積に1/2を乗じて得た(床面積の増加する部分)については、当該増加する部分の床面積)に応じて左欄の金額を適用
30㎡超 100㎡以内	12,000	
100㎡超 200㎡以内	19,000	
200㎡超 500㎡以内	53,000	
500㎡超 1,000㎡以内	101,000	
1,000㎡超 2,000㎡以内	143,000	
2,000㎡超 10,000㎡以内	208,000	
10,000㎡超 50,000㎡以内	267,000	
50,000㎡超	519,000	

※甲府市建築基準法施行条例第28条の2第1項、第2項の額

b2：建築設備確認関係

単位：円/基

種別	b2
1 設置する場合(2の項から4の項までに掲げる場合を除く。)	23,000
2 小荷物専用昇降機を設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	13,000
3 確認を受けた計画を変更して設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	12,000
4 確認を受けた計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	8,000

※甲府市建築基準法施行条例第28条3第1項の額

○譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 1,800円

○長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料 1,800円

改正前長期優良住宅法の規定に基づく認定を受けている住宅の長期優良住宅建築等計画変更認定手数料 令和4年2月20日～

- 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
- 既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
認定申請手数料 = (a+b1+b2)

a：長期優良住宅建築等計画の認定に係る金額

単位：円/住宅

番号	建て方	住戸の総戸数	a			
			第40号の3 変更認定申請		第40号の4 変更認定申請	
			ア	イ	ア	イ
			住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	いずれも提出がない場合	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	いずれも提出がない場合
(ア)	一戸建ての住宅	1 戸	6,500	23,000	10,000	34,500
(イ)	共同住宅等	5 戸以内	11,500	53,000	17,000	79,500
(ウ)		5 戸超 10 戸以内	18,000	84,000	27,000	126,000
(エ)		10 戸超 25 戸以内	29,500	165,000	44,500	247,500
(オ)		25 戸超 50 戸以内	46,500	294,500	70,000	442,000
(カ)		50 戸超 100 戸以内	70,000	506,000	105,000	759,000
(キ)		100 戸超 200 戸以内	118,500	936,000	177,500	1,404,000
(ク)		200 戸超 300 戸以内	150,000	1,338,000	225,000	2,007,500
(ケ)	300 戸超	170,500	1,640,500	256,000	2,461,000	

b：法第6条第2項の申出（建築基準関係規定審査）があった場合の加算額

b1：建築物確認関係

単位：円/件

床面積の合計	b1	
	確認	変更確認
30 ㎡以内	7,000	計画の変更に係る部分の床面積に1/2を乗じて得た(床面積の増加する部分)にあっては、当該増加する部分の床面積)に応じて左欄の金額を適用
30 ㎡超 100 ㎡以内	12,000	
100 ㎡超 200 ㎡以内	19,000	
200 ㎡超 500 ㎡以内	53,000	
500 ㎡超 1,000 ㎡以内	101,000	
1,000 ㎡超 2,000 ㎡以内	143,000	
2,000 ㎡超 10,000 ㎡以内	208,000	
10,000 ㎡超 50,000 ㎡以内	267,000	
50,000 ㎡超	519,000	

※甲府市建築基準法施行条例第28条の2第1項、第2項の額

b2：建築設備確認関係

単位：円/基

種別	b2
1 設置する場合(2の項から4の項までに掲げる場合を除く。)	23,000
2 小荷物専用昇降機を設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	13,000
3 確認を受けた計画を変更して設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	12,000
4 確認を受けた計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	8,000

※甲府市建築基準法施行条例第28条3第1項の額

○改正前長期優良住宅法の規定に基づく認定を受けている住宅の譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 1,800円

○改正前長期優良住宅法の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継申請手数料 1,800円

住宅の維持保全計画に係る長期優良住宅認定申請手数料

- 期優良住宅維持保全計画認定申請手数料
 - 期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料
- 認定申請手数料 = (a+b1+b2)

a:長期優良住宅維持保全計画の認定に係る金額

番号	建て方	住戸の総戸数	第36号の2 認定申請		第38号の2 変更認定申請	
			ア	イ	ア	イ
			住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	いずれも提出がない場合	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合	いずれも提出がない場合
(ア)	一戸建ての住宅	1 戸	24,000	73,000	第36号の2アの認定申請の手数料の1/2の額	第36号の2イの認定申請の手数料の1/2の額
(イ)	共同住宅等	5 戸以内	38,000	161,000		
(ウ)		5 戸超 10 戸以内	58,000	253,000		
(エ)		10 戸超 25 戸以内	92,000	494,000		
(オ)		25 戸超 50 戸以内	142,000	879,000		
(カ)		50 戸超 100 戸以内	212,000	1,506,000		
(キ)		100 戸超 200 戸以内	356,000	2,783,000		
(ク)		200 戸超 300 戸以内	449,000	3,977,000		
(ケ)		300 戸超	511,000	4,875,000		

b：法第6条第2項の申出（建築基準関係規定審査）があった場合の加算額

b1：建築物確認関係

単位：円/件

床面積の合計		b1	
		確認	変更確認
30 m ² 以内		7,000	計画の変更に係る部分の床面積に1/2を乗じて得た(床面積の増加する部分)にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じて左欄の金額を適用
30 m ² 超 100 m ² 以内		12,000	
100 m ² 超 200 m ² 以内		19,000	
200 m ² 超 500 m ² 以内		53,000	
500 m ² 超 1,000 m ² 以内		101,000	
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内		143,000	
2,000 m ² 超 10,000 m ² 以内		208,000	
10,000 m ² 超 50,000 m ² 以内		267,000	
50,000 m ² 超		519,000	

※甲府市建築基準法施行条例第28条の2第1項、第2項の額

b2：建築設備確認関係

単位：円/基

種 別	b2
1 設置する場合(2の項から4の項までに掲げる場合を除く。)	23,000
2 小荷物専用昇降機を設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	13,000
3 確認を受けた計画を変更して設置する場合(4の項に掲げる場合を除く。)	12,000
4 確認を受けた計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	8,000

※甲府市建築基準法施行条例第28条3第1項の額

○譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 1,800円

○長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料 1,800円